

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 下水道法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

【滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例】

第3条第3項中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

【滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例】

第1条、第3条および第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

- (2) この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

## 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 下水道法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。  
(第1条による改正後の第3条ならびに第2条による改正後の第1条、第3条および第8条関係)
- (2) この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

議第 号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三月 大造

---

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

(滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(昭和57年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条、第3条および第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (経営の基本)	第1条および第2条 省略 (経営の基本)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 流域下水道の名称、流域下水道の処理区の名称および流域関連公共下水道（下水道法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。以下この項において同じ。）の処理区域（同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下この項において同じ。）の存する市町は、次のとおりとする。 (表) 省略	3 流域下水道の名称、流域下水道の処理区の名称および流域関連公共下水道（下水道法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。以下この項において同じ。）の処理区域（同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下この項において同じ。）の存する市町は、次のとおりとする。 (表) 省略
4 省略	4 省略
第4条以下 省略	第4条以下 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） <u>第25条の18第1項</u> において準用する法第7条第2項および第21条第2項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） <u>第25条の30第1項</u> において準用する法第7条第2項および第21条第2項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 省略	第2条 省略
（琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準）	（琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準）
第3条 法 <u>第25条の18第1項</u> において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。	第3条 法 <u>第25条の30第1項</u> において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。
第4条から第7条まで 省略	第4条から第7条まで 省略
（終末処理場の維持管理）	（終末処理場の維持管理）
第8条 法 <u>第25条の18第1項</u> において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。	第8条 法 <u>第25条の30第1項</u> において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。
（1）から（6）まで 省略	（1）から（6）まで 省略
第9条および付則 省略	第9条および付則 省略